

## 生物教育サポート委員会 規約

### 1 〈名称〉

本委員会は、「生物教育サポート委員会」と称する。

英語名称は“The Supporting Committee for Biology Education”（略称 SCBE）とする。

### 2 〈目的〉

本委員会は、生物教育の向上及び発展に資することを目的とする。

### 3 〈事業〉

本委員会は、前項の目的を達成するため、第7項に規定するサポーターによって、次の事業を行う。

- (1) 教材の収集および開発
- (2) 講習会等の講師
- (3) 会員等からの質問・相談への対応
- (4) その他、前項の目的を達成するのに必要な事業

### 4 〈構成〉

- ①委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。
- ②委員長は、理事会の承認を得て、日本生物教育学会会長が委嘱する。委員長は、委員会の運営を統括する。
- ③委員長は、数名の委員を会長に推薦する。委員は、理事会の承認を得て、日本生物教育学会会長が委嘱する。
- ④委員会に、委員長を補佐する事務担当者を置く。事務担当者は、委員会において互選する。

### 5 〈委員の任期〉

委員の任期は原則として3年とし、再任を妨げない。

### 6 〈委員会の開催〉

委員長は、必要に応じて委員会を開催する。また、e-mailによる委員会を開催することができる。

### 7 〈サポーター〉

- ①本委員会は事業を遂行するために必要な人材を募り、応募者をサポーター名簿に登録する。また、日本生物教育学会会長は応募者をサポーターとして委嘱する。
- ②サポーターは、原則として、日本生物教育学会普通会員（学生会員を除く）及び名誉会員とし、年齢や現在の職により登録を制限しない。
- ③サポーターは、連絡先不明や学会の名誉を傷つけた場合など、理事会の議を経て、本人の意にかかわらず登録を抹消されることがある。

### 8 〈経費〉

- ①本委員会の経費は、日本生物教育学会より支弁された費用によって賄う。
- ②講師派遣などに必要な経費については、派遣依頼者が支弁するものとする。

### 9 〈規約改定〉

本規約の改定は、本委員会の議を経て、日本生物教育学会理事会の承認を得て行う。

### 付則

本規約は、日本生物教育学会第1回理事会の承認を経て2009年5月15日から発効するものとする。

## 生物教育サポート委員会 細則（改訂版）

### 1. サポーターの登録

#### 1（サポーターの登録・更新）

生物教育サポート委員会（以下、委員会という）は、「生物教育サポーター登録票」（以下、登録票という）を作成し、2009年度を始めとして随時、生物教育学会会員（以下、会員という）に登録・更新を呼びかける。

#### 2（登録票の内容）

登録票（様式1）には、サポーター本人に関する基本情報（A面、非公開）と、サポーターとして協力できる分野（B面、公開）を記載する。協力できる分野は、(1) 教材の収集及び開発、(2) 講習会等の講師、(3) 質問・相談への対応 からなるものとする。なお、ここでいう「教材」には、教材としての生物そのもの及びその所在情報など、生物教育に関する各種情報（著書・論文・報告書などの印刷物、AV教材・IT教材など）、その他を含むものとする。

#### 3（登録票・登録者一覧表の公開）

委員会は、呼びかけに応じて会員から送られてくる登録票を回収して保管するとともに、登録票の記載内容のうち、公開できる項目（B面）を学会ウェブサイト「生物教育サポートシステム」のページに公開する。また、公開できる項目を整理して「生物教育サポーター登録者一覧表」（以下、登録者一覧表という）を作成し、学会誌に掲載する。

### 2. サポート事業の実施

#### 1（事業の申し込み）

生物教育についてのサポートを希望する会員は、学会誌上の「登録者一覧表」または、学会ウェブサイトの「生物教育サポートシステム」のページ上の「登録者一覧表」及び「サポーター詳細」に記載されている情報によって適切なサポーターを探し、記載されている連絡方法によってサポーターに直接連絡し、具体的なサポート内容を交渉する。

なお、会員以外でサポートを希望する者は、会員を通して申し込むか、生物教育サポート委員会事務担当宛連絡する。

#### 2（実施報告書）

サポートを依頼した会員は、実施後、報告書を作成して、決められた方法で、サポート委員会に提出する。なお、「実施報告用紙（様式2）」は、サポート委員会ウェブサイトからダウンロードするか、サポーターから入手する。

#### 3（経費）

教材の分与・貸与あるいは情報の提供を受けるのに必要な送料等の経費、講習会の講師に必要な旅費等、サポートを受けるに当たって必要な経費は、すべてサポートを依頼した会員側が負担するものとする。

#### 4（保険）

野外における講習会等を主催する会員は、講師及び参加者全員に対して、必要な保険をかけておくものとする。